

【4】設計の進め方

- 1 本特記仕様書、委託契約書及び公共建築設計業務委託共通仕様書に基づき契約を履行する。
- 2 別紙1の設計理念、「新佐渡市立両津病院整備基本計画」及び「新佐渡市立両津病院整備基本計画 再検証報告書」に基づいて設計を進めるとともに、公共建築としての目的意識をもって設計を行う。
- 3 受託者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- 4 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。
- 5 受注者は、契約締結後に業務着手届及び工程表等、以下の各号に記載する書類を監督員に提出のうえ、業務に着手しなければならない。また様式および提出部数は、監督員の指示によるものとする。
 - 1 業務着手届
 - 2 管理技術者通知書
 - 3 主任技術者通知書
 - 4 業務計画書
- 6 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。また、設計に係る打合せ事項及び決定事項（関係官庁、関係機関協議等を含む）については、書類にまとめて定期的に提出すること。
- 7 基本設計は、段階ごとに設計案を複数案提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- 8 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- 9 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- 10 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- 11 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡す。
- 12 前項のほか、監督員の指示により白焼図を適宜提出する。
- 13 受注者に別途配布する「設計と条件諸室リスト」を参考資料とし、病院関係者等と協議のうえ設計業務にあたること。
- 14 各部門・各科ヒアリングを行い、基本設計レベルでの医療機器・情報機器との整合調整を行うこと。
- 15 別途発注予定である開設支援業務等の業務受注者との連携を図ること。
- 16 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。
- 17 業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮しながら進めること。
- 18 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者との間で協議して定める。

【5】業務仕様

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務の内容及び範囲は、次に掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等
- ※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ※建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成
- ※工事費概算調書の作成
- ※景観法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等、設計及び建築に必要なとなる諸条件の整理、検討及び取りまとめ

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 設計概要書の作成
- 概略工事工程表の作成
- 建築物の構造方式（S、RC、SRC）の比較検討
- その他必要な図面及び資料の作成、説明会等への出席

2 準拠すべき基準等

(1) 積算（最新版とする）

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説
- 公共建築工事積算基準等の運用・資料
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準

(2) 仕様書（最新版とする）

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(3) 図書

- ユニバーサルデザイン推進基本指針（新潟県）
- 公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針（新潟県）
- 佐渡市景観計画
- 建築耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター）
- 医療福祉施設 計画・設計のための法令ハンドブック（日本医療福祉建築協会）
- 佐渡市諸規則
- その他関係法令及び諸規則

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

ア 建築

- | | | |
|-----------|-------------|----------|
| ○計画説明書 | ○仕様概要書 | ○仕上概要表 |
| ○面積表及び求積図 | ○敷地案内図 | ○配置図 |
| ○平面図（各階） | ○断面図 | ○立面図（各面） |
| ○日影図 | ○工事手順図(参考図) | ○その他 |

イ 電気設備

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| ○電気設備計画説明書 | ○電気設備設計概要書（各室与条件表） | |
| ○配置図 | ○各階平面図 | ○各設備系統図 |
| ○各設備機器配置図 | ○インフラ図 | |

ウ 機械設備

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| ○機械設備計画説明書 | ○機械設備設計概要書（各室与条件表） | |
| ○配置図 | ○各階平面図 | ○各設備系統図 |
| ○各設備機器配置図 | ○インフラ図 | ○その他 |

エ 昇降機設備

- 昇降機設備計画図

オ 外構

- | | | |
|----------|----------|--------|
| ○外構計画説明書 | ○外構設計概要書 | ○計画平面図 |
|----------|----------|--------|

カ 工事費概算書

- 基本設計における工事費概算書（本体一式・外構等を全て）

キ その他

- 透視図等(鳥瞰図 A2判2枚、額入りとする。画像データ共)
- イメージスケッチ(内観・外観) 5カット程度
- 構造方式比較検討書

ク 資料

- | | | |
|-----------|---------|-------|
| ○概算工事費計算書 | ○各種技術資料 | ○各記録書 |
|-----------|---------|-------|

(2) 提出部数等

- ・提出部数、様式、縮尺等については監督員の指示による。
- ・AutoCAD（DWG・DXF）及びJWW・PDFデータの図面データをDVD-Rにまとめて提出する。なお、AutoCAD以外のCADソフトにて図面データを読み込んだ場合に支障がないよう確認、調整したうえで提出すること。

(3) 留意事項

- (ア) 特殊基礎他、特殊な工法・構造を採用する場合は、工期及び経済比較等を検討した選定理由書を作成し、提出すること。
- (イ) 地質調査及び測量調査結果については、別途提供するものとする。
- (ウ) その他、関係法令による各種許可書及び届出書、関係機関等との打合せ記録、交付金の申請に係る関係書類等を必要に応じて提出する。
- (エ) 透視図、イメージスケッチは、本事業関係者への説明の他、広報、新聞等への掲載も想定している。

4 建設副産物対策

受託者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとする。

5 その他特記事項

受託者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

設計理念

1 総則

- (1) 地域の医療センターとしての機能を持つ病院建設を目指す。
- (2) ローコストで高品質の病院建設を目指す。
- (3) 地域と歩むとともに医療需要の変化に合わせて自ら変革していく病院建設を目指す。

2 敷地

施設の敷地は、当該施設の用途に応じて、以下の事項を総合的に勘案して設計する。

- (1) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。
- (2) 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。
- (3) 施設の将来需要、敷地の有効利用、周辺環境への影響に配慮し、建築物・駐車場・緑地等の施設を適切に配置する。

3 施設

施設は、当該施設の用途に応じて、地域性、機能性及び経済性等の各観点から以下の事項を総合的に勘案して設計する。(詳細は基本構想、基本計画を参照すること。)

(1) 地域性

施設は、地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものととする。

(2) 防災機能の確保

施設は、地震等の災害時にも継続して運営できるようライフラインの複数化を目指すとともに、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保したものととする。

(3) 高齢者、身体障害者等への対応

施設は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものととする。

(4) 職員の就業環境の確保

施設は、患者・利用者のみならず、職員にとっても働きやすい空間、環境に配慮したものととする。

(5) 環境保全への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものととする。

(6) エネルギーの効率的利用

施設は、エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止を考慮したものとするとともに、再生可能エネルギーの積極活用を図るものととする。

(7) 県産材の利用推進

地産地消による環境負荷の低減及び人にやさしい施設づくりの観点から、構造材及び内装材への積極活用を図るものととする。

(8) 資源の有効活用

材料及び機器等は、資源のリサイクル等有効利用を考慮したものととする。

(9) 快適性、利便性の確保

施設は、快適な室内環境及び外部環境が得られ、使いやすいものととする。

(10) 高度情報化への対応

施設は、設置目的に応じて高度情報化に対応できるものとし、かつ、安全性、信頼性を確保したものととする。

(11) メンテナビリティ及びフレキシビリティの確保

施設は、維持・管理（特に上下水配管等）が容易に行うことができ、かつ、医療制度や医療技術の変化に柔軟に対応できるよう配慮したものとする。また、長期的に見た場合、建物の一部を他の施設に変換することが可能なように、廊下幅やエレベーターの配置などに配慮したものとする。

(12) 良好な品質の確保

施設は、材料及び機器等を信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮して、良好な品質を確保したものとする。

(13) 長期的経済性（コスト縮減）への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう努めること。